

求人者の皆様へ

事業所名：MS&ADスタッフサービス株式会社
東京支店・名古屋支店・大阪支店
有料職業紹介事業許可番号：13-ユ-010491

ご承知いただきたい事項について

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5において、職業紹介事業者は、取扱職業の範囲などこの事業に関わる主要な事項を、あらかじめ求職者並びに求人者の皆様に対して、書面により明示することが義務づけられています。また、個人情報保護法の改定に伴い、求人者に対して求職者の個人データを示す行為は、個人情報保護法第23条第1項の「第三者提供」に該当することから、同意を求めることとしています。

つきましては、当社では次の通り運営しておりますので、ご承知いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 取扱職業の範囲
当社は、専門的・技術的職業、管理的職業、事務的職業、販売の職業、サービスの職業の5職種を取り扱います。
2. 取扱業務の範囲
当社は、日本国内に限り職業紹介を行います。
3. 手数料に関する事項
 - (1) あらかじめ労働大臣に届け出た「届出制手数料に係わる手数料表」(※別紙1)に基づき、紹介手数料を申し受けます。
 - (2) 求人者が紹介手数料を当社に支払った後、求職者が専らその責めに帰すべき事由により3ヵ月以内に退職した場合には、当社は受領した当初手数料の2分の1相当額を求人者に返戻します。なお、求人者との契約において異なる取り決めを行う場合がございます。
 - (3) 求職者からは、一切の手数料を申し受けません。
4. 苦情処理に関する事項
当社は、求職者あるいは求人者から苦情を受け付けたときは、各事業所の職業紹介責任者が誠意をもって、速やかに対応いたします。
苦情相談窓口：各事業所の職業紹介責任者
5. 個人情報の取扱いに関する事項
当社は、求職者の個人情報に関して別に定める「個人情報適正管理規程」(※別紙2)に基づき適正に管理いたします。
6. 求人者情報の取扱いに関する事項
求人者情報の取扱いは、事業所内の職業紹介責任者及び職員です。
求人者の情報は、職業紹介に係るものに限りです。
7. 個人情報の第三者提供について
職業紹介・紹介予定派遣の場合、個人情報の第三者提供について、求職者に求職の申込みに係る個人情報が求人者に提供されることに同意をいただきます。

以上

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	0 円 手数料負担者は、求人者 とします。
求人の申込みを受理した時以降、求人 に求職者を紹介するサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50 % 更新を見込む場合は就職後1年間で支払われる賃金見込額とする。 手数料負担者は、求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者 に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50 % 手数料負担者は、求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓 やそのための調査・探索	着手金 0 円 活動一日当たり 0 円 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50 % 更新を見込む場合は就職後1年間で支払われる賃金見込額とする。 手数料負担者は、求人者 とします。
就職を容易にするための求職者に対す る専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の 30 % 手数料負担者は、関係雇用主 とします。

上記手数料には消費税が含まれておりません。別途加算となります。

有料職業紹介事業 個人情報適正管理規程

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、東京支店、名古屋支店、大阪支店及び総務部、業務部社員とする。個人情報取扱責任者は東京支店支店長、名古屋支店支店長、大阪支店支店長及び総務部長、業務部長とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講するものとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。さらにこれに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があった場合、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。
なお、個人情報に係る苦情処理担当者は東京支店、名古屋支店、大阪支店営業担当(職業紹介責任者)とする。